

明石商業高等学校インターネットゲートウェイサーバ等賃貸借仕様書

1 長期継続契約

本賃貸契約は地方自治法 234 条の 3 に規定する長期継続契約として契約期間を 5 年とする。ただし、契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が削除された場合又は年間予定賃貸借料総額未済に減額された場合は、本賃貸借契約を解除する。

2 賃貸借期間

令和 6 年 9 月 1 日～令和 11 年 8 月 31 日

3 賃貸借物件等

(1) 物件名、数量及び納品場所

- ① 物件名 インターネットゲートウェイサーバ等(ライセンスを含む)1 台賃貸借
- ② 物件数 インターネットゲートウェイサーバ等(校内ライセンス)と付属品(UPS 等)
- ③ 納入場所 明石市立明石商業高等学校(明石市魚住町長坂寺 1250 番地 B 棟 4 階 CPU 室)

(2) 規格

仕様については本書及び別紙「明石商業高等学校インターネットゲートウェイサーバ等機器仕様書」のとおり。また、保守部品に関して当該機種種の製造中止後、最低 5 年間、メーカーによる同一部品の供給が受けられる機種種であること。

4 初期設定作業

設定内容は概ね下記を予定する。詳細及び仕様書に記載のない事項については、明石商業高等学校事務局との打合せを行うこと。

また、設定作業にかかる費用は賃貸料に含み、納入・設定にあたり発生した不具合については、納入業者が対応すること。納入後 5 年間は、機器の障害に対して無償で対応すること。

教室内の LAN 配線については基本的に既存配線を流用可能だがネットワーク構築上問題と思われる不良箇所がある場合は配線しなおすこと。

機器の搬入日については、明石商業高等学校事務局と打ち合わせのうえ行うこと。

5 PC 登録

ホスト名、ログインアカウント、パスワード等

6 サーバ接続、データバックアップ設定、データ移行

サーバ、バックアップ等に必要な環境及びデータ移行を行うこと。

7 ネットワーク接続

- (1) 現在のネットワーク調査を行い、適切なネットワーク設定を行うこと。
- (2) ネットワークの設定を行い、接続確認はすべて行うこと。
- (3) 環境構築に必要な機器及び工事について費用に含むこと。
- (4) 既存 LAN の環境の設定を考慮し設定を行うこと。
- (5) Proxy 設定がされていない端末に関しては、インターネット接続することができない設定を行うこと。また、必要に応じて既存の L3 スイッチの設定変更を行い、Chrome OS iOS Windows OS Android OS の各 OS について、設定に関する手順書を作成のうえ明石商業高等学校へ提供すること。
なお、既存の保守業者と連携が必要になる場合の費用については、本契約内に含めること。
- (6) 既存以外の Proxy の追加設定が必要な機器については、本契約外とすること。

8 保守業務

[定期保守]

賃貸物件が常に良好、適正な機能を発揮し、その使用に耐えるよう定期的に専門技術者を派遣して、次に掲げる機器の保守点検を行うとともに、機器、ソフトウェア等の利用について、適正な助言、提案

等を行うこと。

- (1) 清掃及び一般調整
- (2) 異常の有無の点検及び障害の修復
- (3) 必要な部分の性能検査
- (4) 通常使用による機器の摩耗部分の修復・調整

[緊急保守]

機器の故障等、緊急に修理または調整を要する場合は、速やかに専門技術者を派遣し、48時間以内に正常な状態に復旧すること。

また、機器を持ち帰る等復旧に日数を要する場合は、その期間中代替機を設置するものとする。

また、賃貸物件の操作等について、その利用者が電話、FAX 及び電子メール等で照会したときは、速やかに回答すること。なお、故障等で OS の再インストールが必要な場合は、納入完了状態に戻すこと。

(※A4 用紙 1 枚程度に再インストールの方法を文書化すること。)

9 その他

- (1) 賃貸料には動産総合保険料（ソフトウェアを除く）を含むこと。
- (2) 所有権保留付売買として扱うため、固定資産税は含まないこと。
- (3) 賃貸期間終了後は、無償譲渡を行うものとする。